

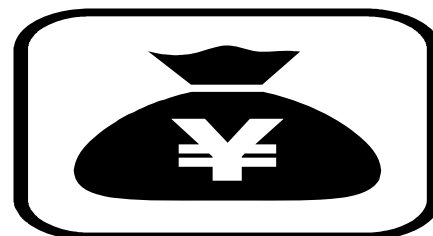
HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

婚外子の相続差別は違憲（大阪高裁）

非嫡出子の相続分は嫡出子と同じ、最高裁判決定を覆す！！

結婚していない男女の子（婚外子＝非嫡出子）の相続分を、結婚している夫婦間の子（嫡出子）の半分と定めている民法の規定をめぐり、大阪高等裁判所が「法の下での平等」を定めた憲法に違反するとして、婚外子に同等の相続を認める決定がなされました。

民法の規定や過去の最高裁の決定

婚外子は出生後父の認知によって父子関係が成立（民法第779条）する事になります。（非嫡出子は母の氏を名乗る）最高裁判所は1995年「合憲」の結論を出し、現在に至っていますが、大法廷15人の裁判官中5人が違憲の反対意見を述べ、その後合憲決定が続きましたが、その都度反対意見も絶えなかったようです。今回の決定は8月24日付けで、嫡出子ら相手側は特別抗告をせず判決が確定しています。

今回の決定の背景

裁判長は、1995年以降、家族生活や親子関係の実態が変化し、国民の意識も多様化しているとの指摘をしています。さらに外国人の母と日本人の父との間に生まれたのちに父から認知されても、両親が結婚していないことを理由に日本国籍を認めない当時の国籍法は、憲法の「法の下での平等」に反すると判断した2008年6月の最高裁判決にも触れています。これらの理由で、婚外子と嫡出子の区分を放置する事は立法の裁量の限界を超えていると結論付けています。法制審議会は1996年、婚外子と嫡出子の相続を同等にする民法改正案要綱をまとめましたが、もう一つの柱だった「選択的夫婦別姓制度」の導入に反対意見が根強く実現しなかったという経緯があったようです。

日本の家族関係の崩壊に繋がる問題点

今回の決定を踏まえて、婚外子も嫡出子と同等の相続権を得るならば、日本の家族関係の歴史の崩壊につながる恐れも有ります。世界の非嫡出子の割合は、最高アイスランド63.6%、スウェーデン56.0%を筆頭にアメリカ33.96%となっています。我が国でも1980年の0.8%が2003年には1.93%と、既に20年余りで二倍半に増加しているのが現実です。

愛人に子供を産ませる事は弱い立場の女性を泣かせ、しかもその愛人の子供に嫡出子と同じ相続権が存在するとすれば益々家族関係が乱れて行くのではないのでしょうか。婚外子の「平等」も大切ですが、嫡出子の権利が侵されても良いのでしょうか？実際に嫡出子が存在せず後継者問題等でやむを得ず婚外子に相続させたい場合は、遺言等で対応する手段もあるのではないのでしょうか。



…ビジネススポット…
抵当権と根抵当権の違い
…リスクの高い取引先の債権を保全したい……

法務管理室 露口 祐子

Q：貸倒のリスクの高い取引先の債権を保全したく、その取引先の不動産に抵当権を設定したと思っています。抵当権には「根抵当権」もあるようですがその違いを知りたいのですが。

A：民法には債権の保全のために抵当権（民法第 369 条）が規定されています。債務者 又は第三者がその物件の占有（使用収益する事）を移転しないで、債務の担保に供した不動産について、他の債権者に先だって自己の債権の弁済を受ける権利です。抵当権とは担保物件の一つで、債権担保の手段として最もよく利用されています。債務者が債務不履行に至った場合には、その担保物件を処分して債権に充当する事が出来る権利です。

抵当権には、普通の抵当権と、「根抵当権」（民法 398 条の 2）があります。債権額が常に増減している場合、特に将来増加するような場合は当初に債権額を決定する事が出来ません。「根抵当権」とは、将来にわたって増加する債権額を予測して、将来の債権額の極度額を約定してその範囲内での債権を保全する制度です。

もちろん、抵当権や根抵当権の設定には文書化された契約書とともに、当該債権の担保となるべき不動産の登記が必要になります。

例えば、1000 万円といった、一定の金銭の消費貸借契約で有れば普通の抵当権で十分でしょうが、貴社のように常に変動（増加）可能性のある債権を担保するには根抵当権の設定が必要でしょう。

もし、根抵当権の設定をする場合には事前に専門家の指導を仰ぐことをお勧めします。



「幸せのバトンタッチ」のために！！

いつかは起こる事業承継と相続問題への対策 11

……事業承継対策スタッフ……

生前中の特別寄与分と特別受益者について（遺産相続について①）

☆ 特別寄与者に対する「寄与分」

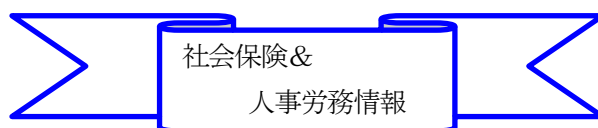
相続が開始した時に、相続人の中に「被相続人が生存中、財産の維持や増加などに大変寄与した人」がいた場合、他の相続人との同等な遺産分割を行うというのは不平等な事になりかねません。そこで民法には「寄与分」の規定があります。「被相続人の事業に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養・看護その他の方法により、被相続人の財産の維持又は増加につき、特別の寄与をした者がある時は、相続開始時の財産額からその者の寄与分を控除したものを「相続財産」とみなして、その者には、別途寄与分を加えたものを相続財産としています。

原則的には共同相続人全員の協議によって決定されるのですが、協議が成立しない場合は、寄与者の請求で家庭裁判所が判断する事になっています。まず、寄与相当分を控除してその残りを全員で分割することになっています。

☆ 生前に贈与等で贈与や遺贈受ける「特別受益者」

遺産分割で考慮しなければならない、もう一つの問題があります。いわゆる「特別受益者」が、生前に贈与や遺贈で受けた財産があれば、この分を考慮しないと他の相続人との公平が保たれません。

例えば、相続人甲と乙がいて、甲は生前に、1000万円の贈与を受け、乙は何も受けていない場合、全ての相続財産が、5000万円とすると、甲の受けた生前贈与分、1000万円を加算した合計6000万円を基に、甲と乙が平等に相続したものとすると、乙の相続分は3000万円、甲は3000万円から生前に贈与された1000万円を控除した2000万円を相続することになります。



社会保険労務士 嶋田亜紀

人事労務情報 ～はじめにきっちり・労働条件は書面で交付してください～

労働者が提供する労働力を利用して事業活動を行うために、会社(使用者、事業主)は労働者との間で労働契約を結びます。どういう条件で労働者を使用するかといった契約内容は、使用者と労働者の合意で決定するのが基本です。ただし、①使用者と労働者の交渉力の違いがあるため、契約の自由を制限し労働者の保護を図る必要があること、②労働者の契約上の債務は自分自身の心身を使った労務の提供であるため、労働者の健康や安全の確保を図る必要があることなど、労働契約には他の契約にはない特色があります。

こうしたことから、契約自由の原則を修正し、労働基準法などの法令において労働契約で定める労働条件の最低基準が定められています。この最低基準は罰則と行政監督つきで設定されており、使用者はこの基準を遵守する必要があります。仮に、労働者と使用者双方の合意のうえで、労働基準法等で定める最低基準に達しない労働契約を結んだとしても、それは無効となり、労働基準法等の定めた基準と同様の定めをしたものとみなされます。

また、労働契約において、給付すべき債務は人が提供する労働力であり、注文主から仕事の完成や事務の遂行を任される「請負」や「業務委託契約」といった形態とは異なります。

労働条件・明示しないといけない項目

使用者と労働者の雇用関係は、労働契約を締結することによって始まります。労働契約を結ぶにあたっては、使用者は労働者に対して、下記5つの項目を書面で交付しなければなりません(労基法15条)

- ① 契約はいつまでか(労働契約の期間に関すること)
- ② どこでどんな仕事をするか(仕事をする場所、仕事の内容)
- ③ 仕事の時間や休みはどうなっているのか(仕事の始めと終わりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交代勤務のローテーション等)
- ④ 賃金はどのように支払われるのか(賃金の決定、計算と支払い方法、締切と支払日の時期)
- ⑤ 労働者が辞めるときのきまり(退職に関すること(退職の事由を含む))

厚生労働省労働基準局資料参照

《事務所つうしん》

◇平成 23 年 11 月事務所カレンダー（主な行事と税務等）

日程	業 務 ・ 行 事 等	備 考
3 日(木)	文化の日でお休み	
5 日(土)	第一土曜日お休み	
10 日(木)	10 月分源泉所得税・住民税の納期限	
12 日(土)	第二土曜日実務研修会	法務担当（露口）
19 日(土)	第三土曜日お休み	
23 日(水)	勤労感謝の日でお休み	
24 日(木)	9 月決算法人の申告書審理開始	法務担当（露口）
26 日(土)	第四土曜日実務研修会	法務担当（露口）
29 日(火)	9 決算法人確定申告書提出（e - T a x）	総務担当
30 日(水)	12 月の月例会議 11 月の業務反省等	総務担当

◇職員バースデー（11 月）…おめでとうございます…

3 日 当事務所 所長(代表社員) 上田 光隆

◇今月のミニ金融情報

…… 日本政策金融公庫の貸付利息等(23 年 10 月 13 日現在) ……

貸付区分	貸付期間	有担・第三者保証	第三者保証無	備 考
経営改善資金	5 年以内	—	1.85%	限度額 1500 万円
普通貸付	5 年以内	2.15%	2.80%	利率変動あり
同	6 年以内	2.15%	2.80%	同
同	7 年以内	2.25%	2.90%	同
同	8 年以内	2.35%	3.00%	同
同	9 年以内	2.35%	3.00%	同
同	10 年以内	2.45%	3.10%	同
新創業融資制度	6 年以内	—	3.80%	同
同	6 年以内	—	3.80%	同
同	7 年以内	—	3.90%	同

編集後 コラム

「なでしこ」にアウディーA1 を 22 台貸与

「なでしこ」ブームに沸いた 23 年の夏、サッカー日本代表とサポーターズカンパニー契約を結んでいるアウディー・ジャパンは 8 月 18 日女子サッカー日本代表「なでしこジャパン」のワールドカップドイツ大会の優勝を記念して代表メンバーと監督に同社の小型車「A1」を 22 台、5 年間貸与の贈呈式が行われました。皆さんなぜ「貸与」ではなく「贈呈」しないのだろうか？と不思議に思うでしょう。例えば、ゴルフなどの優勝者やプロ野球の選手には自動車の「贈呈」が行われているのになぜ「貸与」だろう？5 年間も貸与すれば下取り価格も無い「無価値」同然なのに！

筆者の個人的推測によれば一つには「税金問題」でしょう。もし「贈呈」ならば所得税が課せられる、プロゴルファーやプロ野球選手はどっさり収入があるが、「なでしこ」の彼女たちの収入は微々たる金額だと聞きます。「貸与」ならばその経済的価値も少ないし、課税されると気の毒との現実がアウディー社の真心が「貸与」になったのでしょう。凡そ金銭はもちろん物品でも異動すると「税金」。その形態により所得税であったり贈与税（相続税）がついてくる。ただし宝くじの賞金やノーベル賞などいくつかは「非課税」として規定されていますがこの例のように「賞金」や「賞品」には通常所得税の「一時所得」として、収入（評価額）から 50 万円控除後の 1/2 が課税対象になります。うっかり賞金や賞品をもらって喜んでいただけませんね。